

報道各位

新潟市文化スポーツ部文化政策課

新潟市水族館における光熱水費実費相当額の算定誤りについて

新潟市水族館において行政財産使用許可により自動販売機等が設置されていますが、その自動販売機等に係る光熱水費実費相当額について、誤った算定方法により徴収していることが判明しました。対象団体に多大なご迷惑をおかけしましたことを心よりお詫び申し上げますとともに、市民の皆さまの信頼を損なうこととなりましたことを深く反省し、再発防止に努めます。

1 誤りの内容

指定管理者等が行政財産使用許可により設置している自動販売機等に係る電気料実費相当額及び使用しているレストラン部分等に係る光熱水費実費相当額（算出根拠：市公有財産事務取扱要領第5章第7節）。

（電気料金）

市要領上、施設全体の電気料金から基本料金を除いた額で按分しなければならないところ、基本料金を含めたまま算定していた。

（上下水道料金）

市要領上、上水道と下水道に分けてそれぞれ算定しなければならないところ、上下水道まとめた金額かつ過去の要領に沿った算定式を用いて算出していた。

2 経緯

課内で行政財産使用料及び行政財産使用許可に係る光熱水費の徴収について内部点検を行ったところ、水族館における電気料金及び上下水道料金について、市要領の規定とは異なる算定による金額を徴収していることが発覚した（令和5年10月23日）。

その後、調査によりほとんどの期間において過徴収であることが判明した。

3 調査結果

誤算定期間：平成25年4月から令和5年9月まで

（平成25年3月以前分は保存年限経過のため確認できず）

誤算定金額：対象4団体、総額 6, 296, 411円の過徴収

4 対応

対象団体に対して訪問又は電話により算定誤りについて謝罪し、過徴収分の返還を行う旨を説明した（令和6年4月11日に全額返還済み）。

返還対象期間：発覚時点で納付日の翌日から10年以内のもの
（民法における時効の規定による）

返還額：対象4団体、総額6,280,766円
（うち指定管理者分6,192,984円）

5 原因

指定管理者及び市において定型的な事務として処理する中で、金額自体の複数人チェックは実施していたものの、算出根拠そのものについての確認が不十分であった。

6 再発防止策

決裁等において光熱水費実費相当額の算出に係る根拠資料を必ず添付するとともに、制度改正や注意喚起の情報を指定管理者と共有し、決裁の過程でその正誤性が確認できる事務の体制を徹底する。

<問い合わせ先>

新潟市文化スポーツ部文化政策課 丸山・梨本
電話 025-226-2555（直通）